

NEW

さつき共済

加入増強
キャンペーン実施

平成16年9月1日(水)～9月30日(木)まで

商工会議所では、会員事業所の福利厚生制度の充実を目的に共済制度「さつき共済」を実施しています。

掛金は年齢に関係なく一律です。
(1口月額 800 円、最高 4 口まで)

24時間保障ですから業務上・業務外を問わず保障されます。
剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。
審査なし。簡単な告知で加入できます。
(14歳 6 ヶ月から65歳 6 ヶ月までの方)
多数の方がまとまって加入することにより「規模の利益」が得られ安い掛金で幅広い高額の保障があり、遺族にとって生活保障が約束されます。
還元事業に参加できます。
加入対象は、会員事業所の方に限ります。

お問い合わせ先・加入申込先

新津商工会議所

TEL 22-0121

郵便はがき

956-8790

新津商工会議所行

新津市本町3-1-7

きりとり線

料金受取人払

新津局
承認

49

差出有効期間
平成17年 9 月
5 日まで
(切手不要)

☆保障の範囲と月額掛金

口数 / 月額掛金		4口 3,200円	3口 2,400円	2口 1,600円	1口 800円
保証内容					
災害死亡・高度障害保険 (死亡・高度障害保険金+災害保険金)		800万円	600万円	400万円	200万円
病気による	死亡・高度害保険金	400万円	300万円	200万円	100万円
不慮の事故による	障害給付金	280~40万円	210~30万円	140~20万円	70~10万円
	入院給付金 (5日以上120日限度)	1日につき 6,000円	1日につき 4,500円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円

新津商工会議所独自の制度	NEW 事故・病気による 初期入院見舞金 (2日以上5日未満、ただし1人年1回限度) (人間ドック・検査入院は除きます)	一律 12,000円	一律 9,000円	一律 6,000円	一律 3,000円
	交通事故による通院見舞金 (5日以上、ただし1人年1回限度)	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	NEW 病気による 入院見舞金 (5日以上、ただし1人年1回限度)	5日以上 14日まで	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円
		15日以上 29日まで	一律 28,000円	一律 21,000円	一律 14,000円
		30日以上	一律 40,000円	一律 30,000円	一律 20,000円
	結婚祝金 (加入後1年以上の方に限る)	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	NEW 出産祝金 (加入後1年以上の方に限る)	一律 12,000円	一律 9,000円	一律 6,000円	一律 3,000円
寿祝金 (加入後5年以上の方に限る)		祝品贈呈 (加入期間満了時)			

小規模企業共済制度

「事業主の退職金制度」のご案内

「小規模企業共済制度」とは小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業・退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「事業主の退職金制度」といえるものです。

安心・確実な国の共済制度

掛金にも共済金にも税制上のメリット

ライフプランに合わせた共済金の受取方式

事業資金等の貸付制度も充実

加入できる方は

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業5人以下）の個人事業主及び会社の役員。
- 事業に従事する組合員数が20人以下の企業組合の役員。
- 常時使用する従業員数が20人以下の協業組合の役員。

毎月の掛け金は

- 最低1,000円から500円きざみで最高70,000円までの範囲で自由に選べ、加入後の増額減額や掛け金の前払いもできます。
- 毎月の掛け金は預金口座振替で納入していただきます。

税制面の大きなメリットは

- 毎月の掛け金は、税法上全額が「小規模企業共済等掛金控除」として控除され、1年以内の前納掛け金も同様に控除されます。（税制メリットは下記表のとおりです。）

課税される 所得金額	加入前の税額		加入後の減税額			
	所得税	住民税	掛金月額 1万円	掛金月額 3万円	掛金月額 5万円	掛金月額 7万円
200万円	160,000円	89,000円	14,700円	44,100円	73,500円	102,900円
400万円	376,000円	264,000円	31,200円	93,200円	152,000円	199,600円

※「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
※税額は、平成15年4月1日現在の税率に基づき、定率減税額控除を考慮して算定しています。なお、住民税均等割については、4,000円と設定しています。